

農 業 だ よ り

令和8年11月期

農業用廃プラスチック・ビニールの回収日程について

○令和8年11月期の農業用廃プラスチック・ビニールの回収を下記の日程で行います。

回 収 日	回 収 時 間	回 収 場 所
11月17日(火)	9:00～11:00	新庄市農協 東部ライスセンター 前
	13:00～14:30	新庄市農協 仁間倉庫 前
11月18日(水)	9:00～9:50	もがみ中央農協 北部営農センター中央倉庫 前
11月19日(木)	9:00～9:50	もがみ中央農協 昭和支店 前
	10:00～10:50	もがみ中央農協 塩野米倉庫 前

※回収にかかる料金は、**96円/kg**です。

【注意事項】

1. 粗大ごみは受け付けません。
2. 土砂や汚泥を落とし、汚れの少ない状態で搬入してください。
3. 農薬容器やひも類、苗箱の破片等を同じ袋の中に混ぜないでください。
4. 農薬容器は、農薬を全て処分し容器内を水ですすぎ、袋に入れるかひもで持ち手等の部分をくくり、ひとまとめにしてください。(ひもでくる場合は5～6個程度が望ましいです)
5. 苗箱や肥料袋はビニールひもで束ね(袋に入れない場合)、持ち運びやすくした上で搬入してください。(麻ひも、紙ひも等では回収できません)※苗箱が10枚を超える場合は、10枚でひとくくりにししてください。
6. 袋やひもでひとまとめにする際、計量の都合上、10kg前後の重さでひとまとめにしてください。
7. 袋に入れる場合は袋の口を縛った状態で搬入してください。
8. スムーズな処理を行うため、口座振替での料金支払いにご協力ください。
9. 発泡スチロールは回収できません。

ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農業ビジネス創造係 29-5836(直通)

令和9年度農業用機械等導入補助事業の事前の要望調査の実施について

令和9年度から国事業の予算措置方法が変更になり、市の当初予算へ計上する必要があるため、国の要望調査前に事前の要望調査を実施させていただきます。

市・県補助事業の要望も受け付けますので、令和9年度中に事業を実施する場合は、ご対応のほどよろしくお願い致します。

■ 要望調査期限 令和8年11月16日(月)

■ 必要書類

- ① 見積書(値引き前)
- ② 収支内訳書(または決算書等) 令和3年から令和7年分
※R7からの所得額(販売額)の目標を立てることが可能な場合は、令和7年のみ
- ③ 簡易課税の方は、消費税申告書(令和7年分)

■ 提出先 新庄市農林課農業ビジネス創造係

(TEL) 29-5836

(mail) nourin@city.shinjo.yamagata.jp

※担当者が不在にしている場合があるため、来庁する場合は必ずお電話ください。

■ その他

今回の申請は事前の要望調査です。

要件を満たしている事業がない場合、要望を受け付けすることができない場合がございます。

事業ごとの要望調査時に本申し込みしていただく必要があります。

また、すべてポイント制を導入しており、必ず採択される保証はございません。

■ 補助事業の紹介※掲載以外の事業もございます。

(個人・法人向け)

担い手・確保経営強化支援事業

補助率:1/2 補助上限額:1500万円(法人の場合は、3000万円)

農業構造転換支援事業

補助率:3/10 補助上限額:1500万円(法人の場合は、3000万円)

※リース事業の場合は、補助率が3/7になります。

新規就農者経営発展支援事業

補助率:3/4 補助対象経費の上限額:500万円～1200万円

新規就農者チャレンジ事業

補助率:3/10 補助上限額:1500万円

(組織・法人向け)※法人以外については、JA等や集落単位での調整が必要です。

産地生産基盤パワーアップ事業

補助率:1/2 補助上限額:5000万円(メニューによって異なります。)

※原則、リース導入になります。

スマート農業技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

補助率:1/2 補助上限額:2.5億円

※産地生産基盤パワーアップ事業と比較して、対象事業が限られております。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農業ビジネス創造係 29-5836(直通)

野焼きについての注意喚起

○廃棄物処理法により、廃棄物の野外焼却(野焼き)は原則禁止となっています。
例外として禁止から除外されるのは下記の通りになります。

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例えば、どんど焼き・大文字焼き等の地域行事における焼却
- ・農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例えば、害虫駆除等のための焼却、もみ殻の燐炭
- ・日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例えば、暖をとるためのたき火や学校行事等で行われるキャンプファイヤーなどの焼却

※ただし、例外扱いされる場合の野焼きであっても、決して推奨されているものではありません。
参考:環境省「廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)」(昭和45年12月25日策定)

○やむを得ず野焼きをする場合には

1.周辺環境を確認する。

風向きに注意し、周りに燃え広がりやすいものがないか注意しましょう。
※ゴムやプラスチックなどの廃棄物は絶対に焼却しないでください。

2.時間帯を考慮して行う。

日没後の焼却は大変危険です。焼却量が多くなってしまう場合は複数回に分けて行うなど、日中に終わるようにしましょう。

3.焼却中は、必ず近くにるようにしてください。

水や消火器などすぐに消火できる準備をして、最後に完全に火が消えたことを確認してください。



4.近隣住民に配慮しましょう。

野焼きによる大量の煙や臭いが発生し、近隣住民からの苦情通報となり、周辺地域の生活環境に著しい影響がある焼却とみなされる場合があります。もみ殻の燐炭については、煙突等を使用して、周辺への影響の軽減に努めましょう。

○これからの時期は火災事故が多くなってきます。やむを得ず野焼きを行う際には、上記の内容を確認し、十分に注意して行いましょう。

野焼きで迷惑行為等がありましたら、早急に下記への連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ・連絡先】
最上広域消防本部 22-7521
新庄警察署 22-0110
新庄市環境エネルギー課 29-5826

水田活用直接支払交付金の対象作物に係る 出荷・販売等実績報告書兼誓約書の提出をお願いいたします！

本年度、経営所得安定対策に申請していただいている方は、交付金の受給にあたり、出荷販売実績等を確認するための書類をご提出いただく必要があります。

【提出書類】

- ・「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」
- ・(申請内容により)申請者名義の出荷伝票の写し、作業日誌、取組風景写真等

【提出期限】

令和8年10月23日(金)

※提出が遅れた場合、交付金の年内支払いができないことがあります。

【提出先】

新庄市農業再生協議会(農林課水田農業対策係)

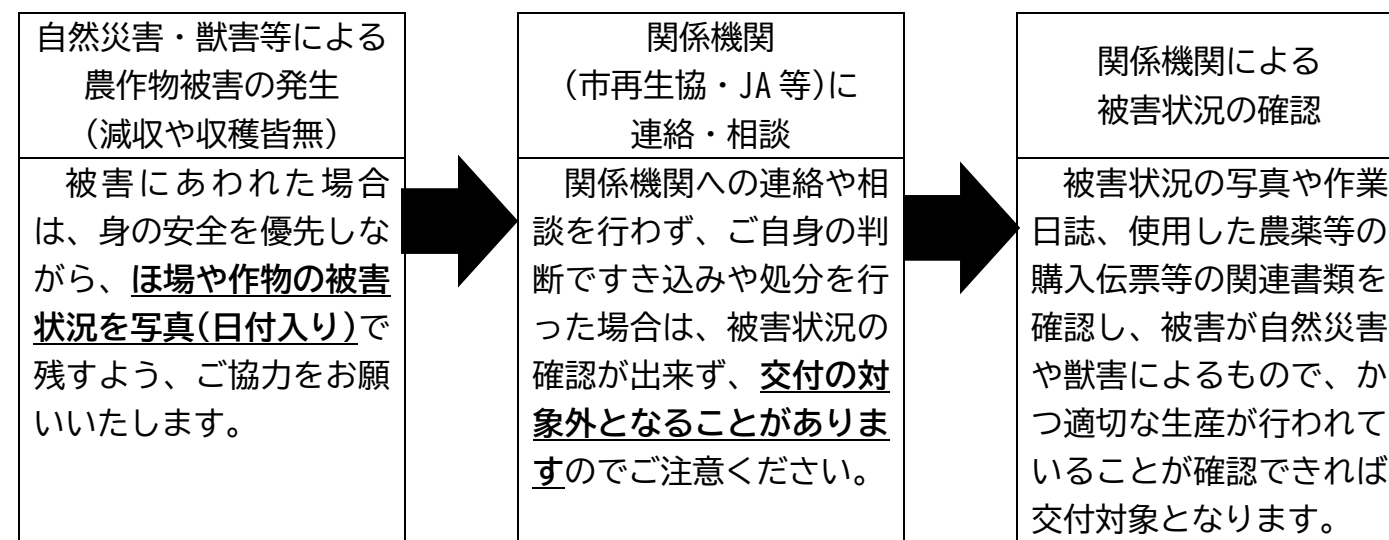
詳細につきましては、10月5日付で緑色の封筒にて別途送付しております「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書の提出について(依頼)」及び同封の「留意事項」(A3判の用紙)をご確認ください。

【お問い合わせ先】新庄市農業再生協議会 農林課水田農業対策係 29-5835(直通)

経営所得安定対策等における 自然災害・獣害発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金等については、自然災害や獣害などで収穫皆無となった場合でも、条件を満たせば交付対象となります。

その際には被害状況等の確認が必要になりますので、必ず関係機関（市再生協議会、農業共済組合、JA等）にご相談ください。



【お問い合わせ先】新庄市農業再生協議会 農林課水田農業対策係 29-5835(直通)